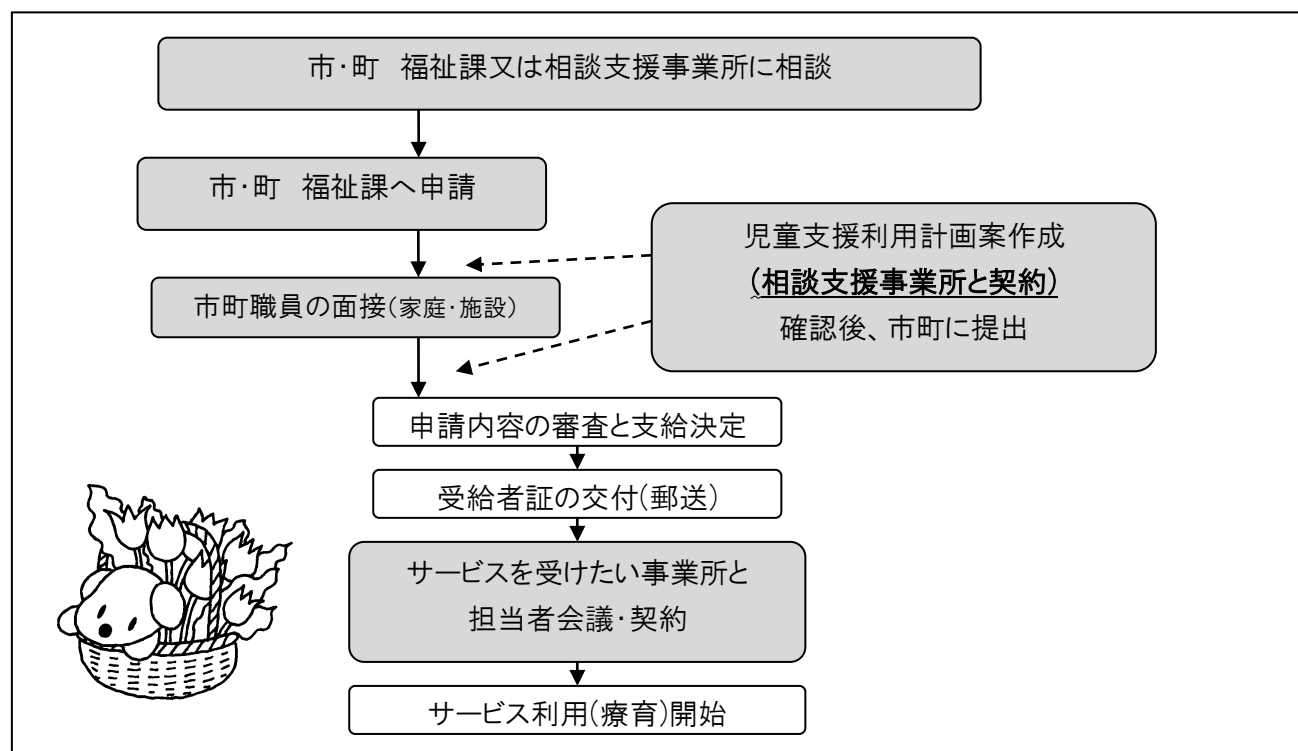


児童発達支援・放課後等デイサービスの利用について

発達やことばの発育、人との関わりに心配のある子どもさんを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団適応のための適応指導、学校通学中の児童の放課後や長期休暇中における生活能力向上の指導を行うことを目的とした福祉のサービスです。

- サービスを利用するためには市・町が発行する受給者証が必要です。受給者証を申請する為には、原則として療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかが必要です。（＊各手帳の手続きは市・町福祉課にお問い合わせください。）ただし、手帳を持っていない方も療育の必要性が明記された「医師の意見書」（書式の指定なし）があればサービスを申請することができます。詳しくは、市・町福祉課もしくは相談支援事業所までお問い合わせください。
- 受給者証の申請から利用開始までに約 2 ヶ月程度の時間がかかります。
- サービスを利用する為には、相談支援専門員が作成する『児童支援利用計画案』の提出が必要です。作成には日数がかかりますので、早めにご依頼下さい。相談支援事業所については当ホームページの事業所情報をご活用ください。
- サービス（療育）が受けられる事業所についても、当ホームページの事業所情報をご活用ください。
- サービスの利用には、原則（サービス単価の 1 割）の実費が必要です。利用料には負担上限月額が設定されていますので受給者証をご確認ください。※2019 年 10 月以降、3～5 歳児の児童発達支援の利用料は無償となっています。

【サービス利用の手続きの流れ】（新規）



グレー色部分は保護者の方に手続きをしていただく項目です。

☆受給者証は原則 1 年更新です。（基本的に子どもさんの誕生日月末まで有効）

☆継続（更新）する場合の手続きの流れも同様です。